平成２３年（フ）第２４２号
埼玉県入間市大字新久970番地41
債務者　吉野　静子
1　決定年月日時　平成23年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第２５４号
埼玉県所沢市大字荒幡206番地の12、前住所神奈川県海老名市上今泉３丁目４番15―217号
債務者　久光　晴夫
1　決定年月日時　平成23年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第２６６号
埼玉県飯能市東町11番11―402号
債務者　小堀千津子
1　決定年月日時　平成23年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第１６７号
愛知県刈谷市富士見町６丁目406番地１　エステートＫＡＭＩＹＡ403号、旧住所愛知県知多郡東浦町大字藤江字荒子１番地の１
債務者　大庭　和子
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第２４号
和歌山県田辺市湊1365―７　芝崎ビル201、住民票上の住所和歌山県西牟婁郡白浜町栄700番地の１
債務者　小山　　悟
1　決定年月日時　平成23年５月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２３年（フ）第２０５号
埼玉県坂戸市南町８番13号　コーポ南203号室
債務者　佐々木まゆみ
1　決定年月日時　平成23年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月６日午後１時10分
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第２４１号
川崎市宮前区平２丁目19番11号　パストラルむらさきの202、前住所川崎市宮前区水沢３丁目２番43号　シーズン・ソレアード203
債務者　小松　義広
1　決定年月日時　平成23年５月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月21日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第１２３号
愛知県岡崎市大和町字沓市場118番地１　コーポラスノベルティＡ―102号室、住民票上の住所愛知県稲沢市小沢２丁目３番10号
債務者　ＪＳＥこと　玉川　忠司
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月６日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第１７４号
愛知県知立市新林町東新切18番地２　エルグランデ新林601号
債務者　田中　和幸
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月６日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第１８３号
愛知県西尾市新渡場町中切20番地11　県営新渡場住宅２棟501号室
債務者　オオタなぎさ
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月６日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第１８８号
愛知県岡崎市真伝町字荒戸５番地１　ヴィラフローラ２Ｅ、従前の住所愛知県岡崎市井田町字３丁目91番地２　ネオシティ岡崎壱番館705
債務者　川出　一孝
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月６日午後１時40分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第１１号
長崎県松浦市鷹島町阿翁免602番地
債務者　川村　　豊
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月17日午前11時30分
長崎地方裁判所平戸支部破産係

平成２３年（フ）第４７号
栃木県足利市堀込町2942番地９
債務者　相場　裕子
1　決定年月日時　平成23年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月27日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

破産手続終結

平成２２年（フ）第３３６号
千葉市中央区末広２丁目13番１号　末広ハイツ501号、開始決定時の住所千葉市若葉区高品町1589番地６　日神パレステージ高品公園703号
破産者　土屋　由正
1　決定年月日　平成23年４月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係